

第 54 回琵琶湖レジャー利用適正化審議会【議事録】

■日時：令和 2 年 11 月 18 日（水）14 時～16 時

■場所：（一社）環びわ湖大学・地域コンソーシアム会議室

■出席委員：井手委員（会長）、岩嵯委員、植田委員、久保委員、田中委員、辻村委員、
水谷委員、山本治一郎委員、山本久子委員、吉田委員
【出席 10 名、欠席 5 名】

■会議次第

1. 開会・琵琶湖環境部長挨拶

2. 議事

- （1）琵琶湖レジャー利用適正化基本計画の改定（答申案）について
- （2）その他

■議事内容

（会長） 早いもので、7月の末に次期の基本計画に関しまして、諮問の方をいただきまして、本日で3回目ということになります。冒頭の部長のごあいさつにもありましたように、本日が答申案の議論ということでございます。実質的に、この審議会でご議論いただくのは最後ということになりますので、十分に議論の方を尽くしていただければというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

本日の議題ですが、次第にございますように、「琵琶湖レジャー利用適正化基本計画の改定について（答申案）」と「その他」というふうになっております。

まず、この議事に入ります前に、前回の審議会におきまして、何件か、事務局が宿題をいただいております。まずは、そちらの宿題について、事務局の方から回答をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

（事務局） それでは、まず、宿題の方が3点ほどございますので、こちらの方からご説明をさせていただきます。

まず、参考資料1の方をご覧いただきたいと思っております。なお、この参考資料1・2につきましては、どちらも前回の審議会でご提出した資料について追記したものでございます。

まず、参考資料1でございますが、前回の審議会でも、プレジャーボートの違反航行に対する指導・警告・停止命令を受けた者がなぜそのような行為をしたのかということについて、当事者がどのようなコメントをしているのかというようなご質問をいただいたところでございます。それにつきまして、違反者に指導する中で聞き取った主な内容について、この参考資料1の裏面の一番最後に4点記載してございます。

読み上げますと、①航行規制水域というものをそもそも知らなかった。②知り合いの前で走りたかった。③移動する際にショートカットをしたかった。④ブイが見えづらい、どこが航行規制水域なのかが分かりにくいといった内容でございます。主に、このような4点について申し立てをしているというようなことがございましたので、ご回答の方をさせていただきたいと思っております。

それから、2点目でございます。参考資料2の方でございます。釣り人アンケートの結果というところがございます。この中で、1枚目の裏面に、図3で、釣り上げた外来魚の処理についてというところがございます。この中で、釣り上げた外来魚をリリースすると回答した者が20名おりました。そのリリースした者が、リリース禁止をそもそも知っているのかというようなご質問をいただきました。

こちらの方は、再度集計をした中で、大部分、一番表のところの箱で囲ったところの2つ目の丸でございますけれども、ほとんどの人が外来魚のリリースが禁止されていることを知っている。このほとんどの人といいますのは、20名中の19名が、リリース禁止を知っているということでございました。

この2つ目の質問に対する回答ということで、大部分の者は知っているということでご回答をさせていただきたいと思っております。今後、リリースする理由についても、こういった調査をする際には聞いていきたいと考えているところでございます。

それから、あともう1点でございます。資料の方は、この件については付けておりませんが、生分解性プラスチック素材のソフトルアーに係る質問、意見ということでございます。

具体的には、まず1点目としまして、生分解性プラスチックというのは完全に自然には戻らず、分解過程でマイクロプラスチックが発生するのではないかというような質問をいただきました。この点については、確認をさせていただいたところ、まず、最終的には、生分解性プラスチックというのは分解されるということになってございます。ただ、その分解過程において、マイクロプラスチックになる段階は実際にあるということでございます。

それから、2点目としまして、まだ環境に良いのかどうか明瞭でないという現状で、生分解性プラスチック素材の使用について推奨できないのではないかというご質問もいただきました。

こちらについてなんですが、この生分解性プラスチックというのは、通常のプラスチックに比べてより早く分解されるという点におきましては、環境には一定配慮した釣具であると言えるのですが、この分解過程でマイクロプラスチックになるということであつたり、劣化が早いために使用できる期間が短いということで、より多く湖中に散乱するということも考えられることもございますので、現時点では使用の推奨までには至らないというように考えているところでございます。

前回の宿題の答えとしましては、以上でございます。

(会長) はい、ありがとうございます。以上、前回の質問にお答えいただきましたが、

ただ今の事務局からの回答につきまして、何か、さらにご質問、あるいはご意見等があれば伺いたいと思います。いかがでしょうか。

(委員) ありがとうございます。私の方で質問させていただいたのは、航行規制水域内で違反航行していた方が、なぜそのような違反をするのかということをお教えくださいということで、参考資料1の裏側に4件追加していただきまして、ありがとうございます。

この中で、「航行規制水域を知らない」という方と、「ブイが見えづらい」が気になります。そして、「ショートカットしたかった」という、この3点、「知り合いの前で走りたかったんだ」というのもあるのですが、この航行水域を知らない、ショートカットしたかった、ブイが見えづらい、航行水域の明確化とか、ブイをもっと見えやすくするとか、ショートカット禁止であるとか、そういったことを明確にするような看板であったり、目に見えて分かるようなことをすれば、少しは皆さんの航行マナーの意識改革になるのではないかと思いますので、また、このなぜそういうことをするのかということをお皆さんに聞き取っていただいた中で、改善点というのを抽出していただいてそれを実行していただきたいなと思いました。ありがとうございます。

(会長) はい。他にはいかがでしょうか。特に委員、生分解性プラスチックにつきまして、先ほどの事務局の回答でいかがでしょうか。

(委員) はい。事務局からも、事前に説明もいただきまして、私の方も持ち帰って、いろいろと仲間と相談した結果、方向的にはやはり生分解が望ましいというのは私も理解しています。将来的にその方向には向かうと思うんですけども、今すぐにというのでは、なかなかメーカーさんの方もそんなにないということで、使い手の方も選択肢が狭まるということもありますし、現状を踏まえると、妥当な判断かと思えます。

(会長) はい、ありがとうございます。それでは議事の方に入らせていただきます。

改めまして、基本計画の改定の答申案についてということで、事務局の方からまずはお説明をお願いいたします。

(事務局) 議事(1)琵琶湖レジャー利用適正化基本計画の改定について、(2)その他について説明。

(会長) はい、ありがとうございました。以上、特に前回の素案からの変更点を中心に説明いただきました。

繰り返しになりますが、本日が実質最後の審議会となりますので、前回からの変更点、さらに、その前にさかのぼってでも結構ですので、ご意見をいただければというふうに思っ

おります。いかがでしょうか。

(委員) 資料1-2の26ページに、琵琶湖を戻す会が推していた外来魚のリリースをゼロとするためにというのをしっかり入れていただいて、ありがとうございます。

会からは、このゼロにするという目標に対して、段階的な数値、何年後には何%などの設定、それから、そのために必要な施策を盛り込んでほしいという話をもらっています。たぶん、この基本計画自身に盛り込むのは、他の計画についても書いていないのでどうなのかなと思いますが、今回、35ページに、計画の進捗管理というのをせっかく入れていただいたので、そこで、数値目標とか、その必要な施策とか、確実に、毎年と言わずに、何カ月おきかとかに数値目標、それから、必要な施策というのを、これに限らないと思いますけれども、しっかりやっていただきたいと思っています。

もう一気にしゃべってしまいますけれども、その26ページの外来リリースをゼロにするためにという上のところですけども、図9というのが引いてあって、図9が11ページですかね。11ページになるのですけれども、これは調査のサンプル数の違う調査からの数字なので、本当は、これはパーセントで毎年分を書いてもらうのが一番いいと思うのですけれども、変えたくないな。本当は縦軸の数字が、これには人というのが入っていないので、少なくともそれは入れてもらわないといけない。全然分からないということになっていますので、そこは修正をお願いします。

あと、それには関係ないですけども、同じように14ページの図15というのも、たぶん、これは縦軸になると思いますけれども、人か件かは分かりませんが、これは縦軸に単位が抜けていますので、そこは追加をお願いします。

では、以上です。

(会長) はい、ありがとうございます。3点あったと思いますが、まず簡単な方から。11ページの図9と14ページの図15につきましては、まずは縦軸の単位をお願いします。それから、図9につきましても、おっしゃるとおり、年によってサンプル数も違うみたいですね。今は絶対数のグラフになっていますが、これは可能であればパーセントのグラフに、そうすると、26ページの何パーセントから何パーセントでというところにつながりますから、そのようにお願いしたいと思います。

問題は一番最初のもですね。いわゆる26ページのリリースゼロとすることに向けて数値目標を定めてはどうか、それに基づいて進捗管理をしていってはどうかというふうなご提案だというふうに取らせていただきました。これにつきまして、事務局の方から何か回答をお願いします。

(事務局) ご質問の意味としましては、リリースゼロに対しての数値目標を定めてはというふうな意味ということではよろしかったでしょうか。

(委員)　そうです。例えば、来年度にリリースする人を15%にするとか、再来年度には10%にするとか、そういう具体的なものですがけれども、せっかく今回、進捗管理というのをきちんとやると明記されたので、そこで毎年やってもらってもいいです。ここに入れられるのが一番いいんですけれども、今後、先のことは分かるかどうかは分からないので、進捗管理で徹底的にやっていただくのが一番いいかなとは思っています。

(事務局)　進捗管理の方に関してですけれども、現状、釣り人アンケートというかたちで、リリースの状況であったり、また、今年度につきましては、ウェブアンケートの方でリリースの周知状況であったり、そういった形でいろいろと県民、県外の方も含めて、リリースの状況というのを確認してきておりますので、引き続きそれらのツールを用いて状況を確認し、進捗管理をしていきたいと思っております。ご意見ありがとうございました。

(事務局)　補足ですが、今、ご指摘がありましたように、基本計画という性質上、ここに書き込むということではなく、今申し上げたように進捗管理と申し上げると、今のリリースゼロの部分以外にも幾つもの項目があると思っておりますので、具体の進行管理をしていくやり方も含めて、今申し上げたように、どういうふうに把握をして、どういう目標を立てていくかということも宿題としていただいて、また次年度以降にしっかりと進行管理を進めて参りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(委員)　お願いします。

(委員)　6ページの図の4のところ、外来魚リリース禁止についての存知割合が非常に高いのはありがたいことですが、琵琶湖ルールの存知割合がだんだん下がっていくというのは、これは質問をどういうふうにしたらこういうことになってしまっているのでしょうか。具体的な質問の内容というのはお分かりになるでしょうか。

(事務局)　アンケート調査というかたちで実施しておりまして、方法自体は変わっていないかと思うのですが、実際、今年度はコロナの関係もありましたので、紙に直接書いてもらうのではなくて、聞き取りというかたちではさせていただいたという違いはありますが、アンケート調査票というかたちで実施したというところは変わりませんので、実施方法によるところなのかどうかというところは分かりません。

(委員)　具体的な質問内容は、今は把握してはいないということですか。

(事務局)　質問内容というのは、琵琶湖ルールを知っていますかとか、その問いのQとい

う欄のイメージでしょうか。

(会長) まさにそうなんですよ。問いの仕方が、琵琶湖ルールを知っていますかとか、そういう聞き方ですよ。

(事務局) はい。

(会長) ですから、外来魚再リリースは駄目だということは知っているんだけど、それらが琵琶湖ルールだという名前だということは知らない。そういうことですよ。

(事務局) そうです。

(会長) はい。それでは、続きまして委員どうぞ。

(委員) ありがとうございます。2点あります。資料1-2の11ページの19行目に、「実態調査****」とあるのですが、この*は何ですか。

(委員) もう一点は、26ページの31行目に入れていただきたいご提案があります。それはなぜかという、釣り人アンケートの結果について、外来魚のリリースについて知っているけれども、リリースしているという人が20人中19名おられたというアンケート結果が参考資料2にあります。それを踏まえまして、31行目のところか32行目になるかは分からないのですが、追加していただきたいのは、故意にリリースする人の意識改革を進めるといような文言を入れていただけないでしょうか。

リリースをしないといけないということを知っているか、知っていないかということではなくて、リリースをしているか、していないかということに焦点を当てていただいて、リリースをしない人を増やすという観点で、この参考資料2で19人の人は知っているけれども、故意にリリースをしておられるんです。そういう人の意識改革を進める。例えば、故意にリリースして罰則をとというのも、またこれはちょっとあれなので、故意にリリースをしない人を増やすというふうな文言をここにに入れていただいたらどうかと思います。

以上です。

(会長) はい。そうしましたら、まず1点目は、11ページの19行目、実態調査の言葉の後に続く****ですね。これは何ですか。

(事務局) すいません。****のところですけども、これにつきましては、ページ数が、12ページの下にルアー釣りに関する実態調査という説明がありまして、こちらを参照し

ていただきたいという意味の記号で表していきまして、各調査、県内漁業者向けアンケートであったり、アンケート調査につきましては、こういったかたちで、こういった調査をしたのかというところが分かるようなかたちでリンクするようなイメージでこういった記号を付けさせていただきます。

(委員) それでは、「図10 使用ルアーの種類 ルアー釣りに関する実態調査****」としないと、これは文章で読んでしまうと、7月に実施したルアー釣りに関する実態調査****と、これは誤植ではないかというふうに見受けまますので、括弧して、この参照してほしい、この図10という使用ルアーの種類というのですか、(図10 使用ルアーの種類(図参照))というふうに書いていただいたほうが。

(会長) 誤解がないように、また分かりやすいように、工夫をお願いいたします。それから、2点目でございますね。26ページの31行目のところに、追記のご提案ということですね。故意にリリースという人々の意識改革の必要性のようなこと。これはどうでしょうか、事務局。考えなければならない点が2つあると思います。場所として、ここでいいのかという問題と、それから、故意というのをどこまで強調するかですね。どうでしょうか。

(事務局) 今の件につきまして、おっしゃる趣旨はこちらとしてもよく理解しております。ただ、今、会長もおっしゃいましたように、記載する以上、この場所が一番最適なのかどうかというのは、また再度検討させていただきたいと思ます。

(委員) それで結構です。

(事務局) また文言は考えさせていただきますというところで。

(会長) ここは評価の課題がこうですというところになります。それを踏まえた上でどうしますかというのは、また後の方になるので。

(委員) では、後の方で結構です。

(会長) まず、場所として、ちょっと検討願えますか。

(事務局) はい。それは検討いたします。

(委員) どうぞ。それは最適な場所に入れてください。

(事務局) はい。そのようにさせていただきます。それと、故意というところなのですが、実際、本当に故意でという方もおられますし、ボックスが近くにあれば、そこにも入れたいというような場合もあります。ところが、たまたま近くにボックスなり、いけすかなかったからリリースしたというような方も結構おられますし、実際に故意に放流、リリースの方がおられますので、その辺りはまた検討します。

(委員) ご検討ください。

(事務局) 検討して、また表記をもうちょっと考えさせていただきたいと思います。

(委員) それでいいです。

(事務局) ありがとうございます。

(会長) はい。他にはいかがでしょうか。

(委員) 資料の1 - 2の13ページのところで、9行目、バーベキュー、キャンプ等と書いていますね。その「全国におけるバーベキュー参加人口、」、そして、「オートキャンプ参加人口については、平成30年度までは減少傾向です」と、これですけれども、日本オートキャンプ協会から冊子が出ているのは、ここ5、6年前からずっとキャンプは増加傾向ですよと。それで、ここで一くくりしているのは、バーベキューは確かに参加人口が減っているかもしれませんが、オートキャンプ場はずっと増えていると。この一くくりの文言のままで減少しているというのは、ちょっとおかしいかなと。一回、確認をしていただきたいなと思います。滋賀県は、この後のキャンプ場は増加傾向ですと。確かに滋賀県は増えております。この前の一くくりは減少ではないかなと思いますので、その辺、確認だけをお願いします。

(会長) 一応、図12と13を踏まえての表現だとは思いますが。特にオートキャンプ場について、『レジャー白書』によれば、次のページの図13のようになっていると、おそらく、この辺りから過去10年ぐらいのスパンで見ると減少というふうに記述したのだというふうに思うのですが、委員が把握されている雑誌か何かでは違うと。

(委員) 日本オートキャンプ協会から出ているその資料の冊子では、むしろ年々もう増えていっていると。

(会長) それは統計データの話なので、事務局、確認をお願いします。出典の問題という

こともありますので、一応確認はさせていただいた上で、正確な記述にするようにいたしますので。

(委員) はい。それで結構です。

(会長) ありがとうございます。はい。他にいかがでしょうか。

(委員) 今、先ほど委員が言われたリリース禁止ゼロに向けてと、委員の言われた、故意にリリースする人に対しての対応をとこのについて、ちょっと釣り人として意見したいと思います。

まず、議長がおっしゃられるような、この場で話されるような内容なのかということにも一つ思うことがあります。条例ですので、そこまでがちがちにやっていいものかというのは一つ思います。

その理由としましては、強く圧をかけると、釣り人として強い反発も予想されますので、そこで問題が出ると、予測ができない、強い反発も予測されるので、そこで問題が出ることが予測が付かないというので、ちょっと緩めにやればいいのかというところが一つです。

リリース禁止は決まり事なので、それを守るというのは重要だと思うのですが、ルールを守るという大事な問題と人としての倫理観ですね。前回もちょっと述べさせていただいたのですが、釣り人が積極的に命を奪う行動を担わされることになるので、この倫理観、人としての倫理観がトレードオフになります。

そうすると、あまりにも強い、こういう大きな県の立場から強いことをやると、起こり得る問題というのは予測できないので、強く圧をかけるのは、釣り人としても、問題が出たときに、大きな問題が起こるのも嫌なので、ちょっと緩くやっていただければというのが、一つ意見であります。ありがとうございました。

(会長) はい、ありがとうございます。釣り人の立場からすれば、こういうご意見になるかなというふうに思いました。ただ、個人的には、単に、圧を強くするか、弱くするかという問題ではなく、どういふかたちが一番望ましいのかということだろうというふうに思っております。どうでしょうか。今の点について。

(会長) 委員、どうぞ。

(委員) 委員がおっしゃることも分かります。やはり、バス釣りというのは、もともとは釣ったバスを元のところに返して、リリースして、リリースできてよかったなということのスポーツのもとでございますので、それをやっておられる方がその醍醐味を琵琶湖では味

わえないというのは、それはちょっとかわいそうだなとは思いますが。

ただ、その命ということになりますと、琵琶湖のビワマスであったり、アユであったり、琵琶湖の恵みをいただきましょうというのが、県の大きな琵琶湖の在来種を育てていって、それをおいしく私たちがいただいて、そして、琵琶湖を健全なかたちに戻すことが、琵琶湖をこれからどういうふうにしていくかというところの大きな目的でもあります。

ですから、命を取ることというふうに言われたら、アユにも命があって、ビワマスにも命があるから、私たちはやはりそういうのをいただかないと死んでしまいますので、そのことで倫理観でとおっしゃると、えっと思うところが、主婦としての関心としてはあります。

やはり、せっかくいただいた命だから、おいしくきれいに最後までいただいて、そして、また次の命を育てるとというのが大きな琵琶湖の役目であり、その琵琶湖を守っている滋賀県民である私たちの役割でもあります。倫理観というふうに出してしまうと、ちょっと焦点がずれるのではないかなと思いました。でも、リリースする醍醐味が奪われることのさみしさというのは、それも尊重して差し上げたいなとは思いますが。

ただ、琵琶湖ルールの中には、リリースはゼロ、外来魚はゼロということを目的として掲げておりますので、その目的に沿ったことを実際に計画して実施していくというのが、この琵琶湖レジャー利用適正化基本計画のもともともであるとは思いますが、リリースはしないでくださいねというところは、ちゃんと軸として持つておかないと、琵琶湖でリリースしてもいいのだとかというようなことにもなりますし、釣り人からの大きな反発というのものあり得ますが、その軸は、私は崩さないでいただきたいと思いがた。

ただ、スポーツとして楽しめる、そういう、その楽しみ方みたいなのをまたちょっと違う観点で考えていただければどうでしょうか。いったんバスを釣ったものを水槽かどこかに入れておいて、皆さんが釣ったものを大きな水槽の中で生育していくとか、今、たちまち考えたことですから、とても稚拙なことですがけれども、何か、そういうスポーツ観というのも満足ができるような工夫というのを、これから、来年度ですかね、していったらいかがでしょうか。

(会長) いろいろご意見はあると思いますが、倫理観とか価値観の話になりますと、これはもう相いれないところもございまして、できるだけ、この計画の内容に沿ったかたちでのご議論というのをよろしく願いたします。

私の方から何点か。一つは、これは、29ページの27行目、素案の時点から今回、追記になった点として、ビワマスのトローリングの話がここに出てきます。私もトローリングが最近問題だというのは小耳に挟んでいるのですが、問題は書きぶりですね。ここ全体は、いわゆるレジャー利用者のルール違反とかマナー違反が問題ですよということを言っているところなのです。

私の理解として、ビワマスのトローリング自身は1人5匹までは許されている。ちゃんと申請すれば許されている行為ですよ。だから、ビワマスのトローリングそのものが問題で

はなくて、その1人5匹という枠を超えて数を取ってしまうとか、あるいは、そもそも、その辺りは無視して、密漁というのですか、取ってしまう。おそらく、そういうところが問題だというふうにはここは変えないと、いわゆる全体の中での位置付けがちょっとぶれるのかなという気がしますので、よろしくお願ひいたします。

あと、もう一点だけ申し上げておきます。16ページの13行目ですね。いわゆるポストコロナにおいて、どうしていくのだというところです。素案からの追記で、今後の状況を見極めると、機動的にやっていきますよという意味で書かれているのですが、もちろん、機動的、つまり問題に対して、できるだけ迅速に対応するというのも必要だと思うのですが、考え方としては、いわゆる順応的管理という言い方がありますよね。

状況に応じて、当初はこうだったけれども、必要があれば、柔軟に計画のあり方とか方向性を変えていきたいと思います。ですから、機動的かつ順応的にやっていきたいと思いますというふうにされておいた方がいいのではないかなというふうに思います。

私の方からは以上2点をお願いしておきたいと思います。他にはいかがでしょうか。どんな点でも結構です。リモートで参加いただいている委員。もし何か、ご意見等があれば。

(事務局) はい。チャットの方でコメントはいただいております、追加意見、要望もございませんということをお聞きしております。

(会長) そうですか。特にご意見はないということで。

(委員) 意見なのですけれども、先ほどのリリースの件でいろいろと論議されているんですけれども、私もリリースされているのを何回も見ています。こうやって写真を撮って、また放してと。ほとんどが、この琵琶湖ルールというのは浸透していないのではないかと。そのリリースというのは、なぜいけないのだという、やはりそういう疑問点を解消しないことにはなかなか守られないのではないのかなと。

やはり委員も言われておられるように、われわれとしては、在来種の魚を増やすために、リリースはやはりやめていただきたいと。どれだけ我々が苦勞しているんだということが一般の方にもっと分かっていたらいいような何か欲しいなということを感じました。

(会長) はい、ありがとうございます。他はいかがでしょう。今のように、ちょっと計画を離れた上でのご意見でも、先ほどはちょっと止めてしまいましたけれども、せつかくの機会ですから、ご意見があれば承りたいと思います。いかがでしょうか。

(委員) 委員もおっしゃったように、前日も言ったのですけれども、琵琶湖ルールというのは何だというのが、やはり皆さん、具体的に何をしたらいけないのかということがお分かりになっていない。だから、琵琶湖ルールを知っていますかと言って、「知らない、そんな

の」というような回答が返ってくるということにもなりますし、滋賀県民は分かるのです、なぜリリースをしたらいけないのか。

オオクチバスとかが湖魚のアユとかモロコを餌にして食べて、大きく育ってしまうので、在来種で私らが食べさせてもらうような、おいしいお魚を餌にしておられるから、その魚が多くなったら、もう在来種がなくなって、琵琶湖中、ブルーギルとブラックバスだらけになってしまうんですよ、みたいなことを、県外の人にもちゃんと理解してもらえるような努力をしないといけないと思うのです。ただ、やってはいけない、やってはいけないと言ったら、委員もおっしゃったように反発が返ってくる。これはもう当たり前です。

ですから、なぜやったらいけないのかというようなことを咀嚼して具体的に分かりやすく、「琵琶湖のアユの甘露煮、おいしいでしょう。このアユの甘露煮が食べられなくなるんですよ」というような、そういう具体的なメッセージ性を知っていただくのが大事だと思うんです。

琵琶湖ルールや琵琶湖マナーを知っていますかと言っても、県民の人でも知らないと答えると思いますので、何がルールなのか、何がマナーなのか、それがなぜ必要なのかというようなことを次年度からはもう一度、一から啓発というか、知っていただく、県外の人にも知っていただく、琵琶湖の今の状況を知っていただくという努力を、もっともっと重ね、説明をしないといけないと思います。また次年度よろしくお願ひしたいと思います。

(会長) はい、ありがとうございます。事務局、何かありますか。

(事務局) 色々な考え方、会長の方からも倫理観というお話もありましたし、われわれといますか、行政といたしましては、さまざまな場面で、例えば県議会、あるいは県議会常任委員会等でも、さまざまな質問、ご意見をいただく。その中には、その倫理観の話も出てきたりはします。

これは、その教育面、子供たちの教育面にどうかというお話もいただきますし、あるいは、今、琵琶湖保全再生法などでは、その活用をして守っていかうと中で、これはもう既に一つの産業として滋賀県の中で重要な、お金を落としていただくとか、そういう価値もあるのではないかというご意見もいただく中で、さまざまなご意見がある中で、今、この、こういうルールをつくっているというのは、この条例ができた当時のさまざまなご意見があった中で、一つは、せめて釣り上げた外来魚ぐらひは戻さないというルールで琵琶湖では楽しみましょうという趣旨であったというふうに理解しております。

それと、少しその釣り人の方にも誤解があるとすると、ブラックバスとか外来魚だけのせいで、この在来魚が減っているというふうに行政も判断しているわけではなくて、他にもさまざまな、とりわけ、琵琶湖岸のさまざまな湖岸の改変であるとか、あるいは、水質の汚濁であるとか、さまざまな原因で在来魚が減ってしまっているという状況がある中で、それぞれの部局で、さまざまな施策の中で、在来魚を戻していこうと。これは琵琶湖保全再生課の

中でも、いろんな方に入っただいて、その原因と対策というのを検討しておりますが、そういったものの一つとして、このレジャー活動に関するルールを滋賀県では守っていきましょうよというルールを条例で決めたということです。一つは、これをもし変えていくということであれば、もっと議論を高めていって条例を改正するという考え方も当然ありますし、いろんなご意見をいただきながら、今は、こういうルールの下で施策を進めていく。それに協力していただいている方にも釣り好きの方はたくさんいらっしゃいますので、具体的にわれわれは、そういう方と一緒にいいますか、施策を進めていきたいということでありまして、さまざまなご意見を排除するものでも全くありませんので、ぜひとも、色々なかたちでご意見をいただき、よりよい琵琶湖保全政策につなげていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(会長) 今、事務局の方がおっしゃられたように、まさにそこでして、レジャー利用の適正化という名目の中で、取りあえず、今は、プレジャーボートの問題と外来魚の再リリースのことが2つ大きく、この条例、計画の柱にはなっていますが、これは時代とともに当然変わり得るものです。もし仮にレジャー利用に関して、もっと大きな問題があれば、それがこの条例、計画で扱わなければいけない新たな問題となるわけです。

ちょっと誤解があるとしたら、われわれは決して外来魚をゼロにしようとしているわけではないと思います。在来魚が豊かであるような環境を目指しているわけです。同時に、在来魚もさることながら、釣り人もプレジャーボートも水上バイクの方々も、みんなが琵琶湖を楽しんでいただけるような環境にしたい。みんながそのために周りを思いやって、やっていきたい。その思いやりの一つのかたちが今の時点での琵琶湖ルールだというふうに私は思っています。そういった意味で、ともすると、いろんなところで対立が起きたりするのですが、やはり根っこの部分は思いやりだというふうに思っておりますので、ぜひそういったかたちでの、何というのかな、協力し合える部分は協力していきたいというふうに思っております。

はい。他にはいかがでしょうか。

(委員) ちょっと先ほどの議長の意見がそのまま残ると嫌なので。われわれはやはり外来魚はゼロになってほしいと思っております。釣り人の皆さんも、別の魚はいっぱいありますし、それを楽しんでいただくのもいいと思いますし、基本的には外来魚はゼロにしたいというのは私も思っておりますし、滋賀県も、たぶん行政の方々も基本的にはそれが目標ではないかと思っております。どうでしょうか。

(会長) 決して目標値としてゼロなんていうのは絶対挙げていないと思います。そもそも、私は無理だと思っております。いかに在来魚にとって問題のない範囲まで数を減らすかということだろうというふうに思っています。それについて、ご異議がある、いやいや、絶対ぜ

ロを目指すべきだとおっしゃる方がいらっしゃるということも理解します。それでよろしいですか。

(委員) ゼロにしていまわないと、やはり手を抜くと増えるので、ゼロにするというのが最後の目標かなとは思っています。

(会長) ただ、科学的な議論でいうと、本当にそうなのかというのはまた別にありますので。

(委員) のでしょうか。やはりゼロから今まで増えたわけなので、少ない数から、やはり手を抜くと増える。

(会長) そういうのもありますし、自然界の中で外来種が数を増やした後、自然に数が減っていくという事実もありますので、そういった中で、どれぐらい手を加えて、その辺りの数を減らすのを早めるかということだろうというふうには思っています。

(委員) やはりゼロを目指したいとわれわれは思っている。琵琶湖を戻す会としては意見させていただきます。

(会長) はい。結構であります。

(事務局) ありがとうございます。本当にゼロになるかどうか。今の会長のお話にもありましたが、少なくとも今の、このレジャー利用適正化基本計画の中では、先ほどもご指摘があったように、この26ページのところで、その文言としては、リリースはゼロにしていこうという部分もあるということと、外来魚についても、さまざまな、今の漁業者さんの立場もあります中で、そこは目指していく、外来魚ゼロを目指した施策を進めていくということは県でも言っている部分もありますので、総合的に、県として、いろんな立場がある中で、施策としては全体としてバランスを取りながら進めていくということかなというふうに思います。

(会長) すいません。私がちょっとしゃべり過ぎたかもしれません。他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、時間的にもそろそろ終わりが近づいてまいりましたので、ひとまず、基本計画の改定について、答申案の議論としては以上で打ち切らせていただきます。

議事としては、(2)に、「その他」とありますが、これはいかがでしょうか。

(事務局) これは、今後のスケジュールのみになりますので、説明させていただきました。

(会長) 分かりました。そうしましたら、本日もいろいろな貴重なご意見をいただきました。それらにつきましては、先ほどお答えさせていただいたように、反映できるものはできるだけ反映させた上で、答申案としてまとめていきたいと思えます。

つきましては、今後の文章の修正等につきましては私の方に一任ということによろしいでしょうか。

(委員一同) はい。

(会長) はい、ありがとうございます。一応伺っている予定では、11月24日火曜日に、琵琶湖環境部長に対して、この審議会からの答申としての計画書を手渡しする予定になっております。また、そのときに、いわゆる答申として出させていただいた最終の計画案につきましては、委員の皆さまには、別途送らせていただくというふうに伺っております。

繰り返しにはなりますが、特に今年度は、3回にわたって熱心に基本計画の改定につきましてご議論いただきまして、ありがとうございます。とはいえ、ご存じのように、今回の計画の一つの大きな目玉は、ローカルルールなのですが、ただ、計画書そのものが言っているのは、そのローカルルールづくりの環境整備をします、支援をしていきますよと言っているだけです。実は、やっと入り口に立ったところでございます。実際は、ここから地元での話し合いがあり、ローカルルールがもしできるんだったら決まり、さらに、その先に問題の解決があるということですので、まだまだ長丁場でございます。

委員の皆さまにおかれましては、この12月で任期が終わられる方々もいらっしゃると思いますが、そういったことですので、今後もぜひ、この琵琶湖のレジャー利用の適正化について見守っていただければというふうに思えます。

それでは、本日は以上をもちまして審議会の方を終了させていただきます。進行の方を事務局にお返しします。

(事務局) 会長、ありがとうございました。それから、委員の皆さま、長時間にわたるご審議、お疲れさまでございました。

この基本計画の改定に際しましては、7月、9月、そして今回と、3回にわたって、大変熱心に議論いただきまして、ありがとうございました。

本日までご議論いただきました、琵琶湖レジャー利用適正化基本計画の改定案につきましては、11月24日に、先ほどございましたけれども、会長から琵琶湖環境部長の方に答申をいただき、それを受けまして、県民政策コメントなどの手続きを経た上で本年度までに策定してまいりたいと考えておるところでございます。

それから、繰り返しになりますけれども、委員の皆さまにおかれましては、来月の12月

18日をもって今期の任期が満了になるということでございます。期間中は、大変お世話になり、ありがとうございました。今後もまた引き続きまして、ご指導を賜りますように、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。